

## 2014年度C日程入試 憲法

### 【出題趣旨】

小学校の統廃合をめぐる紛争で、反対派住民の署名運動後の町職員による戸別訪問が国家賠償法上の不法行為に当たるとされた判決(名古屋高判 2012(H24). 4. 27)に題材を取り、事後的な調査のための戸別訪問が憲法16条の請願権侵害に当たるかどうかを問うてみた。

請願権は、日本の通説では国務請求権に分類されているが、参政権的な側面もある。請願権という人権の性質と内容について、とりわけその今日的な意義について基本的な理解ができていることが最も重要である。本事例においては、思想良心の自由侵害、プライバシー侵害としての側面もあるので、それらをどう仕分けして、何ををもって違憲判断の決め手とするかも問われている。

請願を実質的に萎縮させるような圧力を加えることが許されない趣旨が憲法16条に含まれるとしても、質問が署名の真正性や請願の趣旨の確認にとどまる限りは「誠実な処理」のために許されるとするか、真正性について疑義があっても、権力機関が戸別訪問という手段で事後調査を行うことはそれ自体萎縮効果が大きく、請願権の侵害になるという立場をとるかで判断が異なってくる。

### 【採点講評】

採点の結果、請願権の正確な理解に基づく解答が少なかった。判例を知らないために請願権の存在に気づかない受験者がいるかもしれないと思って、問題文に「請願法」を参照するように指示していたにもかかわらず、請願法にも請願権にも一切触れていない答案があった。事案に即した解答が求められているという点では、個別訪問時の質問の合憲性を個別に検討することは良い。しかし、請願権に言及することなくプライバシー侵害という側面からのみ問題を分析する答案は、問題の核心がとらえられておらず、不十分である。請願権を論じつつ「明文の規定がないために問題となる」という答案もあったが、紋切り型の失敗例だといえよう。学校の統廃合が住民の利益になるとして簡単に合憲の結論を導いている答案もあったが、憲法訴訟においては人権問題に鋭敏な感覚を養うことも必要である。